

# 令和5年度 川口市立青木中学校部活動に係る活動方針

2018年3月にスポーツ庁から、また同年12月には文化庁から、運動部及び文化部の部活動の在り方に関する総合的なガイドラインが示されました。これを受け、同年7月に埼玉県中部活動の在り方に関する方針が、今年1月には「川口市部活動方針」が策定され、これに則った各校での「部活動に係る活動方針」の策定と公表が義務付けられました。

市内全中学校は部活動方針策定にあたり「川口市部活動方針」における「3つのポイント」を取組の共通事項とし、毎年度各校の実態に即した「部活動に係る活動方針」を策定し、ホームページ等で公表します。

## 部活動の教育的意義

学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行い、スポーツや文化に親しみ、学習意欲や体力の向上、責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい社会性の形成等を図る。

### 部活動の目的

- ① 仲間と共に自主的、自発的に行う活動を通し、生徒の喜びと生きがいをもたらし、学校生活を豊かで充実したものにする。
- ② 学級や学年を離れた集団の中で、互いに認め合い、励まし合い、高め合いながら自己の存在や責任を見つめ、豊かな人間性や社会性を育成する。
- ③ 共通の目標に向かって努力する過程を通して顧問と生徒、生徒同士の信頼関係を深める。

### 本校の部活動

#### ○運動部

野球 サッカー 女子ソフトボール 陸上 男女バスケットボール 男女バレーボール  
男女ソフトテニス 男女硬式テニス 剣道 男女卓球 水泳 柔道（休部）

#### ○文化部

吹奏楽 コーラス 将棋 家庭科 美術 総合

### 対象

○本校部活動に加入している全生徒

※活動への加入は生徒の任意によるものとする。ただし、部活動の教育的意義を鑑み、学校として部活動への積極的な加入を推奨している。

## ◇活動方針の3つのポイント◇

### (1) 活動時間の設定

○1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度（休憩時間も活動時間に含む）

- ・活動準備、片付け、移動に要した時間については、活動時間に含まない。
- ・課業日の活動時間

- |              |               |                 |            |
|--------------|---------------|-----------------|------------|
| ① 4/1～新人戦    | 月→15:10～18:15 | 火～金→16:10～18:15 | 18:30 完全下校 |
| ② 新人戦～1/31   | 月→15:10～17:15 | 火～金→16:10～17:15 | 17:30 完全下校 |
| ③ 2/1 ～ 2/28 | 月→15:10～17:30 | 火～金→16:10～17:30 | 17:45 完全下校 |
| ④ 3/1 ～ 3/31 | 月→15:10～17:45 | 火～金→16:10～17:45 | 18:00 完全下校 |

・定期考査1週間前及び定期考査期間中（最終日含む）の部活動は原則休止とする。

ただし、公式大会等を直近に控えている場合は学校長の判断により活動することを認めることもある。活動を行う場合は振替休養日を設ける。

## (2) 休養日の設定

- 平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。
- 休養日を週に2日以上設ける。少なくとも平日1日以上、土日のどちらか1日以上とする。その際1週間の考え方は月曜始まり、日曜終わりとする。
  - ※大会及びコンクール等で休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。
- 長期休業中も通常の活動時間設定に準じる。
  - ※運動部における練習試合や、文化部における学校外の施設を利用して行う活動は、移動時間や準備時間が長くなり現実的に時間規定に収まらない場合、規定によらず活動できる。生徒の健康に十分配慮した上で、実施すること。
- 夏季、冬季休業日には土日を含め連続する一週間程度の休養日を設定する。

## (3) 休養期間（オフシーズン）の設定

- 長期休業日は、学期中の休養日の設定に準じるとともに、**学校閉庁日は休養期間（オフシーズン）に設定する。**
  - ※但し、全国大会出場及びコンクール等で休養期間での活動がやむを得ないと判断した場合は、顧問が校長に活動許可を申し出、校長が活動内容を確認し活動及び大会・コンクール等への参加を認める。休養期間に活動した日数は休養日として他の日に振り替える。
- 土日及びオフシーズンに大会・コンクール等への参加を認め活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

## 指導体制の整備について

- 各顧問が年間、月間の活動計画及び、活動実績を作成し、管理職に提出する。
- 作成した各種計画については、顧問を通し生徒及び保護者に公表する。
- 管理職は適宜部活動の視察を実施し、必要に応じて顧問と面談を実施する。
- 外部指導者について積極的に活用し、専門的な指導を生徒に提供する。

## 具体的な活動の進め方について

- 年間部活動計画・月間部活動計画により、部活動に係る活動方針に則った適切な部活動運営を目指す。
- 安全指導を徹底する。
  - ・ 施設や設備の点検を定期的実施し、事故の防止に努める。
  - ・ 教職員全員が参加する心肺蘇生法やAED使用の研修を実施する。
  - ・ **熱中症事故防止を徹底する。**（生徒の活動時における熱中症対策を適時公表する）  
（WBGTの値が31度を超える場合、もしくは気温が35度を超える場合には一切の活動を停止する）
- 体罰やハラスメントの根絶を目指し、職員研修を実施する。
- 生徒間のいじめやトラブル等の防止のため、顧問教諭、担任、養護教諭等の連携を図る。
- 効率的で安全な練習メニューを作成し、生徒が自主的かつ自発的に活動できるよう校内研修の開催や校外で実施される研修会・実技講習会等への積極的な参加を推進する。
- 部費を徴収して運用する場合は、顧問が作成した年間指導計画をもとに、予算案及び決算報告を顧問と保護者会計担当が協力し、所属する生徒及び保護者に理解を十分に得た上で適正に執行する。